

公安部



- 名称： 国際知的財産保護フォーラム  
International Intellectual Property Protection Forum “IIPPF”
- 設立： 2002年4月16日
- 目的： IIPPF は、模倣品・海賊版等の海外における知的財産侵害問題の解決に意欲を有する日本の企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本国政府との連携を強化しつつ、国内外の政府機関等に対し、一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、発足した団体です。  
これまで、貴国に対しては、知的財産保護強化のための協力事業を推進すると共に、貴国の知的財産保護強化のための制度・運用の改善に関する建設的な意見交換を2002年から実施しています。
- ホームページ： [www.iipf.jp](http://www.iipf.jp)
- 事務局： 日本貿易振興機構(JETRO)  
知的財産保護官民合同訪中代表団に関する連絡先： JETRO 北京センター知的財産部  
TEL:6528-2781  
FAX:6528-2782

2006年6月

公安部 御中

国際知的財産保護フォーラム  
座長 宗国 旨英

### 知的財産侵害品対策に関する建議書

拝啓 新春の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

私ども国際知的財産保護フォーラム（以下、IIPPF）は過去に三回（2002年12月、2004年5月、2005年4月及び6月）、貴部を訪問させて頂き、知的財産侵害品対策に関する建設的な対話をさせて頂きました。まず、このような対話を継続させて頂きましたことに深く感謝を申し上げます。

貴国におかれては、「2006年における中国の知的財産保護に関する行動計画」及び、「知的財産権保護行動要綱（2006-2007年）」を策定されるなど、知的財産を重視した貴国の姿勢を歓迎致します。

IIPPFでは、2005年から、「協調と支援」という方針を明確に打ち出し、日中両国が相互に協力して双方懸案の問題を改善して行くという方向に歩みだしております。実際に、昨年度より日本と中国の関係部局との間で、いくつかの協力事業が進行及び実現しております。

また、IIPPFは、貴部に対し、今までにいくつかの建議事項を提案してきましたが、2004年12月に最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」が施行され、その成果として、刑事事件としての取締りが増加したと伺っており、感謝申し上げます。

また、「公安部税関総署の知的財産権における法執行の協力強化に関する暫定規定」や、「行政による法律執行中における犯罪容疑案件の速やかな移送に関する意見」が公布、施行されるなど、その取組に敬意を表すると共に、その成果に期待しております。

さて、今回ご検討頂きたい建議事項は、昨年11月にIIPPF会員企業及び団体（全169メンバー）に対して実施致しましたアンケート等に基づいたものとなっております。

優先的建議事項としまして（1）取締りと刑事訴追の強化と関係機関との連携（2）刑事罰の対象となる類型の拡大、（3）罰金額の明記、を取り上げさせていただいており、本建議内容を私どもと貴部にて前向きに対応していきたいと考えております。

貴部が今回のIIPPFの訪問を受け入れて頂いた事に御礼を申し上げますと共に、本建議が貴国の知的財産保護問題の改善に寄与できることを切に願っております。

敬具

## 目次

### 第一 今回の優先的建議事項

### 第二 その他の建議事項

#### 第一 今回の優先的建議事項

今回は、日本企業にとって、現段階で特に喫緊の課題である以下の 3 点を優先的建議事項としております。

これらの建議事項は、正当に事業を行ない、重要な知的財産権を保有している中国企業にとっても有効であり、中国及び中国の産業界の保護・発展に資するものであると考えております。

1. 取締りと刑事訴追の強化と関係行政機関との連携
2. 刑事罰の対象となる類型の拡大
3. 罰金額の明記

#### 優先的建議事項 1. 取締りと刑事訴追の強化と関係行政機関との連携

公安当局として、引き続き自ら職権を以ってまたは取締行政機関（特に工商行政管理局、版權局、税関など）と緊密に連携して知的財産侵害事件に対する取締案件を迅速かつ積極的に捜査し検察院に送致していただきたい。

2004 年 12 月に「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」が施行され、その成果として、刑事事件としての取締りが増加したと伺っております。

経済産業省が実施した調査によれば、我が国企業の知的財産が侵害され、侵害者が公安により立件された件数は、当該司法解釈が改正される以前の 2004 年から、2005 年は大幅に増加しております。

一方、同調査によると、公安に告訴した事件で、公安により立件されたのは 7 割、2004 年は約 5 割でした。また、地方の公安では、人手不足や容疑者の逃亡を理由に捜査が開始されなかった事例も報告されております。公安におかれては、刑事告訴を受理した事件については、特に積極的な事件捜査及びそれに基づく立件を建議します。

さらに、公安により立件された事件のその後の処分状況を見ると、起訴前など未決のものや処分が不明なものが多くなっております。検察との連携を強化され、より多くの事件が検察により起訴されるよう、公安による捜査活動のより一層の強化を建議します。

また、2005 年 11 月に IIPPF が実施したアンケート調査の結果では、公安当局と行政との連携がなされたとの回答も散見される状況であり効果が上がっていると考えます。

権利行使関係で今後優先的な取り組みを要望する項目として関係機関の連携の強化が22%となっており、公安当局として、引き続き自ら職権を以ってまたは取締行政機関（特に工商行政管理局、版權局、税関など）と緊密に連携して知的財産侵害事件に対する取締案件を迅速かつ積極的に捜査し検察院に送致していただきたい。

この点について、「2006年における中国の知的財産保護に関する行動計画」において、「山鷹」行動の引き続きの展開や他の多くの施策が盛り込まれております。

特に、『「行政法執行と刑事司法の情報共有プラットフォーム」の手法を積極的に広めることで、行政法執行と刑事司法の連携作業システムに近代的手段と長期的に有効な作業プラットフォームを提供し、行政法執行と刑事司法の連携作業をまさに案件の審理中に反映することを促す。』との記載については、連携強化のために、是非とも実施して頂きたい。

また、『知的財産権保護のための基礎データ報告システムを開発し、定期的に国外への中国の知的財産権保護の法執行データを報告する』という点についても、透明性確保のためにも是非とも実施して頂きたい。

## 優先的建議事項 2. 刑事罰の対象となる類型の拡大

- (1) 刑事罰の対象となる不正競争行為の類型を拡大していただきたい。
- (2) 類似商標による商標権侵害行為を刑事罰の対象に追加していただきたい。

- (1) 刑事罰の対象となる不正競争行為の類型を拡大していただきたい。

中国では不正競争行為に対する刑事罰の対象は、営業秘密侵害に限られており、反不正競争法第5条で規制している、他人の周知商品との混同惹起行為などは、刑事罰の対象となっております。このような不正競争行為は、消費者の混同を引き起こすものであり、中国の市場経済秩序を破壊するものです。つきましては、反不正競争法第5条違反の行為も刑事罰の対象に追加して頂くよう、お願い致します。

また、中国では、他人の商品形態を無断で使用する行為が不正競争の類型に含まれていませんが、2005年11月に実施したアンケート調査の結果によれば、55.2%の会社が他人の商品形態を無断で使用することを規制する制度がないため適切な対処ができなかったとし、65.5%の会社が制度改善の必要性を感じております。

貴国では既に、この商品形態の保護に関する反不正競争法の改正が検討されているとのことであり、日本企業としてはたいへん期待しているところであり、他人の商品形態を無断で使用する行為を不正競争の類型に含めていただくとともに、刑事罰の対象としていただくようお願い致します。

- (2) 類似商標による商標権侵害行為を刑事罰の対象に追加していただきたい。

刑法第213条において、登録商標冒用罪の要件として「同一種類の商品にその登録商標と同一の商標を使用し」とされており、登録商標専用権の侵害行為に該当する類似商標を使用する行為が登録商標冒用罪の対象となっております。

確かに、「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」の第8条において、同一商標には

被詐称登録商標と視覚上、根本的に区別がなく、公衆に商標の誤認を生じさせるのに十分である商標も含まれる旨が規定され、若干ながら同一商標の定義が広げられているということが出来ます。

しかし、現実には同一商標とはいえないような様々な類似商標が付された商標権侵害品が製造、販売されています。

知的財産侵害品製造・販売業者が類似商標であれば刑事罰を課せられないとの認識のもとに商標権侵害品を製造・販売し続ける恐れも有り、刑事罰による抑止効果を期待しません。

上述の 2005 年 11 月に実施したアンケート調査の結果でも、類似商標による商標権侵害行為も刑事罰の対象に含めて欲しい旨の要望が出ており、また、同アンケートによれば、商標権侵害による被害を受けた企業のうち、78%が、類似商標の商標権侵害品の被害を受けており、その中の 47%の企業が類似商標の商標権侵害品が増加傾向にあるとの回答をしております。

こういった同一でない類似商標による商品であっても、消費者の混同を引き起こし、消費者に被害を与え中国の市場経済秩序を破壊しております。

また、日本を始め多くの国、例えば、韓国、ドイツ等で既に類似商標が刑事罰の対象となっております。

したがって、類似商標の不正使用に対しても刑事罰の対象となるようお願いいたします。

### 優先的建議事項 3. 罰金額の明記

罰金刑の金額を刑法等に明記して頂きたい。

刑法の知的財産権侵害罪（刑法第二編第 3 章第 7 節）の各条項や「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」に罰金刑の金額が規定されておられません。

罰金額の明示によって侵害の抑止効果も期待されるものと思慮いたしますので、刑法等に明記して頂きたいと考えます。

## 第二 その他の建議事項

### 建議 1

#### (地方関係部局への徹底)

2005年11月に実施したアンケート調査の結果では、地方保護主義の是正についての要望が31.9%となっております。地方保護主義による事件の棚上げ、取り締まり遅延等の問題は依然として解消されているとはいえません。適正な取締り、検察院への送致を行なうよう、地方関係部局への指導を徹底していただきたい。

### 建議 2

#### (告発における処分結果の告発者への通知)

告発における処分結果(被疑者の処分、押収品の処分)が告発者に開示されることは、再犯の予防や再犯の場合の迅速かつ的確な対処に資するものです。告発における処分結果の告発者への開示を更に積極的に行なっていただきたい。また、刑法第64条は公安における押収品の処分について規定しておりますが、実際にどのように押収品の処分が行われるかの手順あるいは規則についても開示いただきたい。

以上